

定例会審議結果一覧

★ 議員提出議案
 ■ 表決を行ったもの

議案番号	議 案 名	付託委員会	議決結果
議 案 第 1 5 号	令和7年度 勝山市一般会計補正予算（第2号）	予 算	可 決
議 案 第 1 6 号	令和7年度 勝山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生	可 決
議 案 第 1 7 号	令和7年度 勝山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生	可 決
議 案 第 1 8 号	令和7年度 勝山市介護保険特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生	可 決
議 案 第 1 9 号	令和7年度 勝山市水道事業会計補正予算（第1号）	建 設 産 業	可 決
議 案 第 2 0 号	令和7年度 勝山市下水道事業会計補正予算（第1号）	建 設 産 業	可 決
議 案 第 2 1 号	令和7年度 勝山市市有林造成事業特別会計補正予算（第1号）	建 設 産 業	可 決
議 案 第 2 2 号	損害賠償の額を定めることについて	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 3 号	勝山市職員の育児休業等に関する条例及び勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 5 号	勝山市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 6 号	勝山市消防団の設置等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 7 号	勝山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 2 8 号	勝山市立中学校建設工事（給食室棟工事）請負契約の締結について	新中学校建設	可 決
議 案 第 2 9 号	勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 3 0 号	勝山市議会議員及び勝山市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	総務文教厚生	可 決
議 案 第 3 1 号	損害賠償の額を定めることについて	建 設 産 業	可 決
議 案 第 3 2 号	勝山市公平委員会委員の選任について	—	同 意
議 案 第 3 3 号	勝山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	—	同 意
認 定 第 1 号	令和6年度 勝山市歳入歳出決算の認定について	決 算	継 続 審 査
認 定 第 2 号	令和6年度 勝山市水道事業会計決算の認定について	決 算	継 続 審 査
認 定 第 3 号	令和6年度 勝山市下水道事業会計決算の認定について	決 算	継 続 審 査

◆ 表決結果 ※意見が分かれた案件については、電子表決システムを使って記名投票を行っています。

議 案 名	総 投 票 数	投票数		石 垣 智 史	李 江 嵐	吉 田 将 克	浦 上 雄 次	森 か よ 子	安 岡 孝 一	冨 士 根 信 子	下 牧 一 郎	近 藤 栄 紀	下 道 恵 子	丸 山 忠 男	松 山 信 裕	帰 山 寿 憲	山 田 安 信
		賛 成 票	反 対 票														
議 案 第 1 5 号	13	11	2	○	×	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	×
議 案 第 2 8 号	13	12	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	×

○＝賛成、×＝反対、不＝不在、除＝除斥、議長＝議長職（通常は採決に加わらない）

李江嵐議員に対する除名処分の執行停止について

本市議会は先の令和7年6月定例会において、地方自治法第132条、勝山市議会会議規則第151条に反したとして、6月26日に李江嵐議員に対する除名処分を決定しました。これに対し、同議員は福井地方裁判所に処分取消請求（本案）及び処分執行停止の申立てを行いました。福井地方裁判所は、「議員としての職務遂行は、住民から負託を受け、議事に参与し議決に加わるなどして住民の代表として当該自治体における住民の意思を当該自治体の運営に反映させるとともに、これらを通じて自らの政治的信条をも実現する議員個人の権利としての性質を有するものであり、議員としての活動を行うことができないという不利益は事後の金銭賠償によって容易に回復することができない。また執行停止により公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとの事情は認められない」等として、7月31日付けで除名処分の効力を本案訴訟の第1審判決言渡しから60日を経過するまで（それ以前に本案事件が完結した場合にはその時点まで）停止すると決定し、同日付けで同議員の地位が回復しました。なお本案訴訟は現在も係争中です。あわせて、同議員は地方自治法第255条の4に基づき福井県知事へ審決を申請しており、最終的な結論は裁判や審決の結果で判断されることとなります。